

ドローンやコンバイン等を活用した 農作業受託等を始めたい方、拡大したい方

どなたでも、農業者をサポートする 農業支援サービス事業者として活躍できます！

● スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業では、
農作業受託に必要な農業機械は全て半額補助（※1）します

建設業者



技術を活かして
耕耘等の農作業を代行



トラクター
(+アタッチメント)

個人事業主



空いた時間で
防除作業を代行



ドローン

JA、農業者



地域の収穫作業を代行



コンバイン

※1 補助上限額(1,500万円、3,000万円、5,000万円)

● 例えば、このような活用も可能です（※2）



ドローンの導入※3



ドローン操作技能の習得※4



お試しサービスの提供※4

- ※2 農業支援サービス事業に取り組む前提であって、事業ごとに定める要件を満たす必要があります。
- ※3 補助率：1/2以内、補助上限額：1,500万円、3,000万円、5,000万円
- ※4 補助率：定額、補助上限額：1,500万円、3,000万円

農業支援サービス事業や本事業の概要は裏面をご確認ください

令和7年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

(農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

補助事業の詳細
はこちら
(農林水産省HP)



主な対象者

農業支援サービス事業者

受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組のことをいいます（本事業を活用して始める者を含む）。農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除きます。

（例1）地域の農業者から委託を受け、コンバインでの収穫作業を対価を得て代行する農業者

（例2）複数産地の農業者から委託を受け、ドローンでの病害虫防除作業を対価を得て代行する事業者 等

補助対象の取組

●立上げ・事業拡大の取組

- ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査
- ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析
- ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成、サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信 等

●スマート農業機械等の導入

サービスの提供に必要な農業機械
（例：トラクター、コンバイン、田植え機、ドローン、リモコン草刈り機、堆肥散布機 等）

- ※本体価格が50万円以上（税別）のもの。
- ※スマート農業機械である必要はありません。
- ※中古も対象です（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上のものに限る）。
- ※トラクター等の大型農機と一体的に導入する場合には、セーフティローダー等の専用運搬車の導入が可能です。

補助上限額

●立上げ・事業拡大の取組

○補助率：定額

○補助上限額

ア 1,500万円

- ・都道府県域でサービス事業を実施する（以下イに該当しない場合のみ）

イ 3,000万円

- ・複数の都道府県にわたってサービス事業を実施
- ・整備事業を実施する場合
- ・認定された生産方式革新実施計画（※）に促進事業者として位置付けられており、取組内容が当該計画の内容と合致している場合

※農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）に基づく生産方式革新実施計画

●スマート農業機械等の導入

○補助率：1/2以内

○補助上限額

ア 1,500万円

- ・都道府県域でサービス事業を実施する場合（以下イ・ウに該当しない場合のみ）

イ 3,000万円

- ・都道府県域でサービス事業を実施する場合であって、スマート農業機械を導入する場合

ウ 5,000万円

- ・複数の都道府県にわたってサービス事業を実施
- ・整備事業を実施する場合
- ・認定された生産方式革新実施計画（※）に促進事業者として位置付けられており、取組内容が当該計画の内容と合致している場合

申請先

○ サービスを都道府県域で提供する場合

➡ 本事業の取組に係るサービス事業を実施する都道府県

○ サービスを複数の都道府県で提供する場合

➡ 本事業の取組に係るサービス事業の主な実施地域を管轄する地方農政局等

○ 整備事業を実施する場合

【事業全般に関するお問い合わせ】
農林水産省農産局技術普及課サービスユニット
TEL：03-6744-2107



◀ 事業の詳細や公募情報等はこちら（農林水産省HP）